

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得

(入札等)

- 第1 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案及び現場説明書等を熟覧のうえ、入札して下さい。この場合において、仕様書、図面及び契約書案等について疑義があるときは、質問書により関係職員の説明を求めることができます。質問書以外の方法も用いる場合は、入札説明書に具体的内容を記載します。
- 2 入札書は、別紙1の書式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は入札指名通知書に示した日時までに入札箱に投入して下さい。
- 3 入札参加者は、代理人名により入札させるときは、その委任状を持参して下さい。ただし、郵便または信書便による入札が認められる場合にあっては、第5項および第6項の定めるところによります。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 5 郵便または信書便による入札が認められる場合にあっては、入札書は二重封筒とし、中封筒に入札者の氏名、入札件名及び入札日を記載し、表封筒に入札書在中の旨を朱書のうえ、契約担当役等宛の書留郵便で郵送しなければなりません。
- 6 前項の入札書は、公告又は公示に示した期限日時までに到達しないものは、無効とします。
- 7 機能証明書等の提出が必要とされた入札又は調達物品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、入札書とは別に当該関係書類を契約担当役等に提出しなければなりません。
- 8 前項の場合において、当該関係書類の提出方法及び提出期限は、入札説明書により契約担当役等の指示するところから従わなければなりません。
- 9 入札書及びそれに添付する関係書類等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとします。

(入札の辞退)

- 第1の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出て下さい。
- 一 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙2）を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して下さい。
- 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して下さい。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

- 第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第2の2 第8に定める落札者が、次の各号の一に該当したときは、落札者は、契約担当役の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当役の指定する期間内に支払わなければなりません。

- 一 契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 契約に関し、落札者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定に該当した場合は契約を取り消す場合があります。
- 3 第 1 項に規定された条項は履行後も有効となります。

（入札の取り止め等）

第 3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

（入札書）

第 4 入札書には、入札件名、入札金額（契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額）入札年月日並びに入札者の住所及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、入札者の印（法人の場合は社印及び代表者の印）を押印して下さい。ただし、代理人による場合は、被代理人の住所、氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印して下さい。

（入札書の引換え等の禁止）

第 5 入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。入札者の意思表示の内容は、入札書に表示された文字により判断しますから、見積り誤り、書き誤り、その他の動機の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできません。

（入札の無効）

第 6 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 一 入札金額を記載していない入札又は入札金額を訂正した入札
- 二 記名又は押印のいずれかを欠く入札
- 三 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 四 入札に参加することができない者がした入札
- 五 委任状を入札前までに提出していない代理人名の入札
- 六 2 通以上の入札書をもってした入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
- 九 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもってした入札
- 十 機能証明書等を添付することとされた入札にあっては、当該機能証明書等が審査の結果採用されなかった入札
- 十一 調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第 7 開札は、入札終了後、直ちに、入札者の面前で、最低入札者及びその入札金額のみを公表して行います。

（落札者の決定）

第 8 有効な入札をした者のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とします。ただし、その入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（以下「低入札価格調査基準に該当する場合」といいます。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者に代えて、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがあります。

2 入札結果が低入札価格調査基準に該当する場合は、その入札を行った者は、事後当機構が行う調査に協力しなければなりません。

(再度入札)

第9 開札をした場合において、各人の入札のうち入札書比較価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

なお、再度の入札は原則として1回を限度とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。ただし、郵便入札の場合は別に定めるものとします。

2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者、又はくじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(仕様書および図面等の返還)

第11 指名競争において、落札者が決定したときは、落札者以外の者は、貸与した仕様書及び図面等を直ちに返還して下さい。

(契約書等の提出)

第12 契約書を作成する場合において、落札者は、交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを提出して下さい。ただし、書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失います。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後、速やかに請書その他これに準ずる書面を提出して下さい。ただし、その必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。

(契約保証金等)

第13 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供して下さい。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

2 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を〇〇銀行〇〇支店に振り込み、保証金振込書及び保証金提出書を中小企業基盤整備機構に提出して下さい。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が金融機関等の保証である場合は、当該保証を証する書面を中小企業基盤整備機構に提出してください。

(異議の申立)

第14 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(落札の取消)

第15 落札者の経営状況又は信用状況などが極端に悪化し適正な契約の履行が確保されないと認められる状態に立ち至った場合には、その者の落札決定を取り消すことがあります。

附則

この心得は、政府調達の手続きによる調達にあっては平成16年12月27日以降に公告(公示)されるものから、それ以外の調達にあっては平成17年2月1日以降に公告(公示)されるものから適用します。

別紙 1

入 札 書

金 _____ 也

(入札件名)

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び現場（条件）説明書等を承諾の上、
入札します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役 殿
(分任契約担当役)

別紙 2

入 札 辞 退 書

(件 名)

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役 殿
(分任契約担当役)

(参考)

委 任 状

私は、 を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する（入札件名）に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件
2. 見積に関する一切の件
3. 請負契約の締結に関する一切の件

その他、委任事項を記入する。

代理人 使用印鑑	<input type="text"/>
-------------	----------------------

年 月 日

委任者 住 所
氏 名

印

独立行政法人中小企業基盤整備機構

契約担当役 殿
(分任契約担当役)

(注) 委任事項は、明確に記載すること。